

# 千曲市職員の懲戒処分等の指針

平成 18 年 12 月 1 日策定

平成 20 年 6 月 1 日一部改正

令和 3 年 12 月 24 日一部改正

## 第 1 基本事項

職員は、市民の信託に応えるため、常日頃より誠実かつ公正に職務を遂行することを求められています。また、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません。そのためには職員一人ひとりが公務員としての責任を強く自覚し、高い倫理観を持って行動することが大切です。

本指針は、懲戒処分等に関する透明性、公正性を確保しつつ、非違行為に対して厳正に対処することを示すとともに、職員に公務員としての自覚を喚起し、不祥事の防止を図ることを目的とするものです。

本指針では、非違行為の代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な処分の量定を示すものとします。

具体的な量定決定に当たっては、

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- (2) 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- (3) 非違行為を行った職員の職務上の責任は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- (4) 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- (5) 司法の判断はどのようなものであるか
- (6) 過去に非違行為を行っているか

等のほか、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含めて総合的に判断します。なお、個別の事案の内容・状況に応じては、標準例に掲げる処分の量定以外（加重、軽減等）とすることもあります。

本指針では、標準的な処分の量定とあわせ、このように考えられる場合についても例示することとします。

また、標準例にない非違行為についても懲戒処分等の対象になり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考に判断します。

## 第 2 懲戒処分等の種類

### 1 懲戒処分

地方公務員法（昭和 25 年法律 261 号）第 29 条の規定により職員の非違行為に対し、任命権者が人事通知書、処分説明書により行う次の処分が懲戒処分です。

- (1) 免 職 職員としての身分を失わせる処分
- (2) 停 職 身分を確保したまま、1 日以上 6 月以下の間、職務に従事させない処分
- (3) 減 給 1 日以上 6 月以下の間、給料月額額の 10 分の 1 以下に相当する額を給与から減ずる処分
- (4) 戒 告 非違行為の責任を確認させ、その将来を戒める処分

## 2 監督、指導上の措置

懲戒処分には該当しませんが、自己の行為に対しての責任や管理監督責任を自覚させ、将来を戒めて、職務遂行に対する姿勢の改善、意識向上等を目的として行う訓告、嚴重注意、口頭注意を監督、指導上の措置とします。

## 第3 懲戒処分の標準例

別表第1のとおり

## 第4 標準的な処分の量定よりも重く又は軽くすることが考えられる例

別表第2のとおり

## 第5 内部通報

非違行為の事実を内部機関に通報した職員は、通報したことにより、いかなる不利益も受けないものとする。

## 第6 懲戒処分等の公表

懲戒処分等を行った場合の公表については、次のように取り扱います。

### 1 公表する処分等

- (1) 地方公務員法に基づく懲戒処分（免職、停職、減給、戒告）
- (2) 地方公務員法に基づく刑事事件に関し起訴された場合の分限（休職）処分
- (3) 懲戒処分を受けた職員の管理監督責任を問う監督、指導上の措置
- (4) 特に市民の関心が大きい事案又は社会に及ぼす影響の著しい事案に係る指導上の措置

### 2 公表の時期及び内容

- (1) 懲戒処分後、速やかに公表します。公表内容は、被処分等職員の所属部局、補職名・職種名、年齢、性別、処分事案の概要、処分等の内容、処分日とします。
- (2) 収賄、横領等社会的影響の大きな事件で、起訴等により被処分職員の氏名等が公にされている場合は、所属名、氏名を併せて公表します。
- (3) 懲戒免職を行った場合は、所属名、補職名・職種名、氏名を併せて公表します。  
\* 「補職名」は部長、課長、係長等（所属等を冠しない）、「職種名」は主査、主任、主事等をいう。

### 3 公表の例外

1に該当する場合であっても、次のような事案については、公表を控えることがあります。

- (1) 被害者等から公表しないよう要請された場合
- (2) 被害者等のプライバシーに配慮する必要がある場合

### 4 公表の方法

公表は資料提供等により行います。

### 5 定期的公表

千曲市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年千曲市条例第4号)に基づき、懲戒処分の状況を公開します。